



山形県公報

平成20年8月8日(金)
第1966号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                           |               |      |
|---------------------------|---------------|------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....    | (健康福祉企画課)     | 1098 |
| 同.....                    | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定医療機関の変更の届出..... | (同)           | 1099 |
| 生活保護法による指定医療機関の再開の届出..... | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....    | (同)           | 1100 |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出..... | (同)           | 同    |
| 生活保護法による指定介護機関の変更の届出..... | (同)           | 同    |
| 土地改良区の役員の退任の届出.....       | (最上総合支庁農村計画課) | 1101 |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....       | (同)           | 同    |

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                                                                               |      |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|
| 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正..... | 1102 |
|-------------------------------------------------------------------------------|------|

### 人事委員会関係

#### 告 示

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 平成20年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)の実施..... | 同    |
| 平成20年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)の実施..... | 1104 |

### 企業局関係

#### 規 程

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程.....            | 1106 |
| 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... | 同    |

### 公 告

|                               |               |      |
|-------------------------------|---------------|------|
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....     | (置賜総合支庁地域支援課) | 1109 |
| 大規模小売店舗の新設に係る市町村の意見.....      | (商業経済交流課)     | 同    |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | (最上総合支庁農業振興課) | 同    |
| 一般競争入札の公告.....                | (出納局)         | 1110 |
| 監査結果の公表.....                  | (監査委員)        | 1111 |
| 一般競争入札の公告.....                | (公安委員会)       | 1113 |

## 告 示

### 山形県告示第712号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日      |
|-----------|----------------|------------|
| あらい歯科医院   | 山形市元木一丁目10番62号 | 平成20. 2.20 |

### 山形県告示第713号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称      | 指定医療機関の所在地         | 指定年月日      |
|----------------|--------------------|------------|
| 今立小児科医院        | 鶴岡市鳥居町2番30号        | 平成20. 4. 1 |
| 石見歯科医院         | 西村山郡朝日町大字宮宿1162番地  | 同          |
| 小林歯科           | 山形市緑町三丁目15番7号      | 同 5. 1     |
| 国井デンタルクリニック    | 寒河江市大字中郷1446番地     | 同 5.23     |
| 日本調剤 寒河江薬局     | 同 寒河江字内の袋12番地1     | 同 6. 1     |
| 矢口泌尿器科・内科クリニック | 西村山郡河北町谷地中央一丁目3番7号 | 同          |

### 山形県告示第714号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届け出があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|-----------|-----------------|------------|
| たておか調剤薬局  | 村山市楯岡楯2番地11     | 平成20. 3. 1 |
| 石見歯科医院    | 西村山郡朝日町宮宿1164番地 | 同 3.31     |
| 今立小児科医院   | 鶴岡市鳥居町2番30号     | 同          |

|             |                 |   |      |
|-------------|-----------------|---|------|
| 浅 岡 眼 科 医 院 | 酒田市砂越字粕町100番地 4 | 同 | 4. 1 |
|-------------|-----------------|---|------|

## 山形県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

吉川皮ふ科クリニック  
山形市富の中四丁目 1 番12号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |            | 変更年月日         |
|-----------|------------|---------------|
| 変 更 前     | 変 更 後      |               |
| おぜき皮ふ科医院  | 吉川皮ふ科クリニック | 平成20年 4 月 1 日 |

## 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

岡崎医療医学部前調剤薬局  
山形市飯田西四丁目 4 番13号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称 |              | 変更年月日         |
|-----------|--------------|---------------|
| 変 更 前     | 変 更 後        |               |
| 医学部前調剤薬局  | 岡崎医療医学部前調剤薬局 | 平成20年 5 月 1 日 |

## 山形県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 再 開 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| 上 野 内 科 医 院       | 鶴岡市本町二丁目 3 番 7 号    | 平成20. 4. 1 |

## 山形県告示第717号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称               | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日      |
|-------------------------|--------------------------------|----------------|------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所 多機能さくら東泉 | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 酒田市東泉町六丁目1番9号  | 平成20. 5. 8 |
| パワーリハビリサービス山形           | 通所介護<br>介護予防通所介護               | 山形市城南町三丁目6番24号 | 同 5.19     |
| フ ラ ワ ー き た め           | 小規模多機能型居宅介護                    | 天童市北目二丁目4番32号  | 同 5.20     |

## 山形県告示第718号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護機関の名称                   | 施設又は実施する事業の種類        | 指定介護機関の所在地        | 廃止年月日      |
|-----------------------------|----------------------|-------------------|------------|
| 社会福祉法人西川町社会福祉協議会指定訪問介護事業所   | 訪問介護<br>介護予防訪問介護     | 西村山郡西川町大字海味437番地2 | 平成20. 3.31 |
| 社会福祉法人西川町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所 | 訪問入浴介護<br>介護予防訪問入浴介護 | 同                 | 同          |

## 山形県告示第719号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
     こころ指定居宅介護支援事業所  
     米沢市大字三沢字三俣15255番地2
- (2) 届出の内容

| 指定介護機関の所在地        |                    | 変更年月日    |
|-------------------|--------------------|----------|
| 変更前               | 変更後                |          |
| 米沢市東大通三丁目8番60号1号室 | 米沢市大字三沢字三俣15255番地2 | 平成20.4.1 |

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

はっぴい-Assist  
最上郡戸沢村古口字古口348番地の8

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称            |             | 変更年月日    |
|----------------------|-------------|----------|
| 変更前                  | 変更後         |          |
| アインクサービス はっぴい-Assist | はっぴい-Assist | 平成20.5.1 |

## 山形県告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所         |
|----------|-------|------------|
| 理事       | 樋渡 寿市 | 新庄市本合海58番地 |

## 山形県告示第721号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄市鶴の子土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名    | 住所         |
|----------|-------|------------|
| 理事       | 樋渡 敏春 | 新庄市本合海60番地 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第65号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部を次のように改正する。

平成20年8月8日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

「南陽市 南陽市福祉センター を「南陽市 南陽市文化センター」に改める。  
 ” 南陽市文化センター」

## 人事委員会関係

### 告 示

山形県人事委員会告示第4号

平成20年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

山形県人事委員会

委員長 小野 勝

- 1 試験の名称  
平成20年度山形県職員採用試験(短大卒業程度)
- 2 試験区分及び採用予定人員  
保育士 若干名
- 3 試験の程度  
短期大学卒業程度
- 4 対象となる職

| 試験区分  | 対象となる職        |
|-------|---------------|
| 保 育 士 | 医療職給料表(2)1級の職 |

5 給 与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

| 試験区分  | 適用給料表     | 給 料    |
|-------|-----------|--------|
| 保 育 士 | 医療職給料表(2) | 1級11号給 |

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

6 受験資格

昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、かつ、次表の右欄の資格要件を満たす者。ただし、地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

| 試 験 区 分 | 資 格 要 件                                                |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 保 育 士   | 保母の資格を有する者又は保育士の資格を有する者若しくは平成21年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式）

専門試験の出題分野は別表のとおりとする。

## (2) 試験の実施日

平成20年9月28日（日）

## (3) 試験地

山形市

## (4) 第1次試験合格者発表

平成20年10月9日（木）（予定）に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験及び人物試験

## (2) 試験の実施日（予定）

平成20年10月26日（日）及び11月4日（火）又は11月5日（水）のうち指定する1日

## (3) 試験地

山形市

## 9 各試験種目の配点及び満点

次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 第1次試験 |      | 第2次試験 |              | 満点   |
|-------|------|-------|--------------|------|
| 教養試験  | 専門試験 | 作文試験  | 人物試験<br>個別面接 |      |
| 150点  | 150点 | 100点  | 400点         | 800点 |

## 10 最終合格者発表（予定）

平成20年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 12 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「短卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を必ず同封すること。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付のうえ、山形県人事委員会事務局（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570）に郵送又は

直接持参するか、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ(<http://www.e-yamagata.lg.jp/>)からインターネットにより申し込むこと。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「受験」( )は試験区分名。)と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

### (3) 受験申込期間

郵送又は持参による申込みの場合は、平成20年8月18日(月)から9月5日(金)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)。なお、郵送による申込みは、平成20年9月5日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

インターネットによる申込みの場合は、平成20年8月18日(月)から8月29日(金)まで。平成20年8月29日(金)午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

## 13 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒(長形3号封筒)を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

## 別表

### 専門試験(多枝選択式)出題分野

| 試験区分 | 出題分野                                              |
|------|---------------------------------------------------|
| 保育士  | 社会福祉、児童福祉(養護原理を含む。)、発達心理(精神保健を含む。)、保育原理、保育内容、保健衛生 |

## 山形県人事委員会告示第5号

平成20年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

山形県人事委員会  
委員長 小野 勝

### 1 試験の名称

平成20年度山形県職員採用試験(高校卒業程度)

### 2 試験区分及び採用予定人員

行政 約5名、警察行政 若干名、総合土木 若干名

### 3 試験の程度

高等学校卒業程度

### 4 対象となる職

行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職

### 5 給与

この試験に合格し採用された者は、「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は、原則として行政職給料表1級5号給であり、このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

### 6 受験資格

昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。

学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成21年3月31日までに卒業見込みの者

人事委員会が掲げる者と同等の資格があると認める者

日本の国籍を有しない者

地方公務員法第16条の規定に該当する者

### 7 第1次試験

#### (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)及び適性試験。ただし、専門試験は総合土木について、



適性試験は行政、警察行政について実施する。

専門試験の出題分野は別表のとおりとする。

(2) 試験の実施日

平成20年 9月28日 (日)

(3) 試験地

山形市、米沢市、新庄市、三川町

(4) 第1次試験合格者発表

平成20年10月9日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験及び人物試験

(2) 試験の実施日(予定)

平成20年10月26日(日)及び11月4日(火)又は11月5日(水)のうち指定する1日

(3) 試験地

山形市

9 各試験種目の配点及び満点

試験区分ごとの配点及び満点は次表のとおりである。

なお、合格者はすべての試験種目の結果を総合して得られた成績に従い決定する。また、各試験種目に合格基準を定め、1つでも基準に達しないものがある場合には不合格とする。

| 試験区分    | 第1次試験 |      |      | 第2次試験 |              | 満点   |
|---------|-------|------|------|-------|--------------|------|
|         | 教養試験  | 専門試験 | 適性試験 | 作文試験  | 人物試験<br>個別面接 |      |
| 行政、警察行政 | 250点  | -    | 50点  | 100点  | 400点         | 800点 |
| 総合土木    | 150点  | 150点 | -    | 100点  | 400点         | 800点 |

10 最終合格者発表(予定)

平成20年11月下旬に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

11 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

12 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「高卒程度請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付のうえ、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8570)に郵送又は直接持参するか、山形県及び県内市町村の電子申請のホームページ(<http://www.e-yamagata.lg.jp/>)からインターネットにより申し込むこと。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間

郵送又は持参による申込みの場合は、平成20年8月18日（月）から9月5日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。なお、郵送による申込みは、平成20年9月5日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

インターネットによる申込みの場合は、平成20年8月18日（月）から8月29日（金）まで。平成20年8月29日（金）午後11時59分までに山形県が受信したものに限り受け付ける。

13 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒（長形3号封筒）を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多枝選択式）出題分野

| 試験区分 | 出題分野                                                                   |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 総合土木 | 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、農業土木設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木施工 |

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第19号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年8月8日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年6月県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第15条の表山形県企業局南部総合事務所の項中「朝日川第二発電所」を「朝日川第二発電所  
横川発電所」に改める。

第19条第1項の表山形県企業局南部総合事務所置賜支所の項中「白川発電所」を「白川発電所  
横川発電所」に改め

る。

第21条の表中「横川発電所」を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第20号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年8月8日

山形県企業管理者 遠藤 克二

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表本局公営事業課の項中「白川発電所」を「白川発電所、横川発電所」に改め、「、旧北部発電管理事務所」を削り、同表発電所建設事務所の項中「、野川第二発電所（移設）及び横川発電所」を「及び野川第二発電所（移設）」に改め、同条第2項第2号の表南部総合事務所置賜支所の項中

「

|   |       |
|---|-------|
| 1 | 白川発電所 |
|---|-------|

」を「

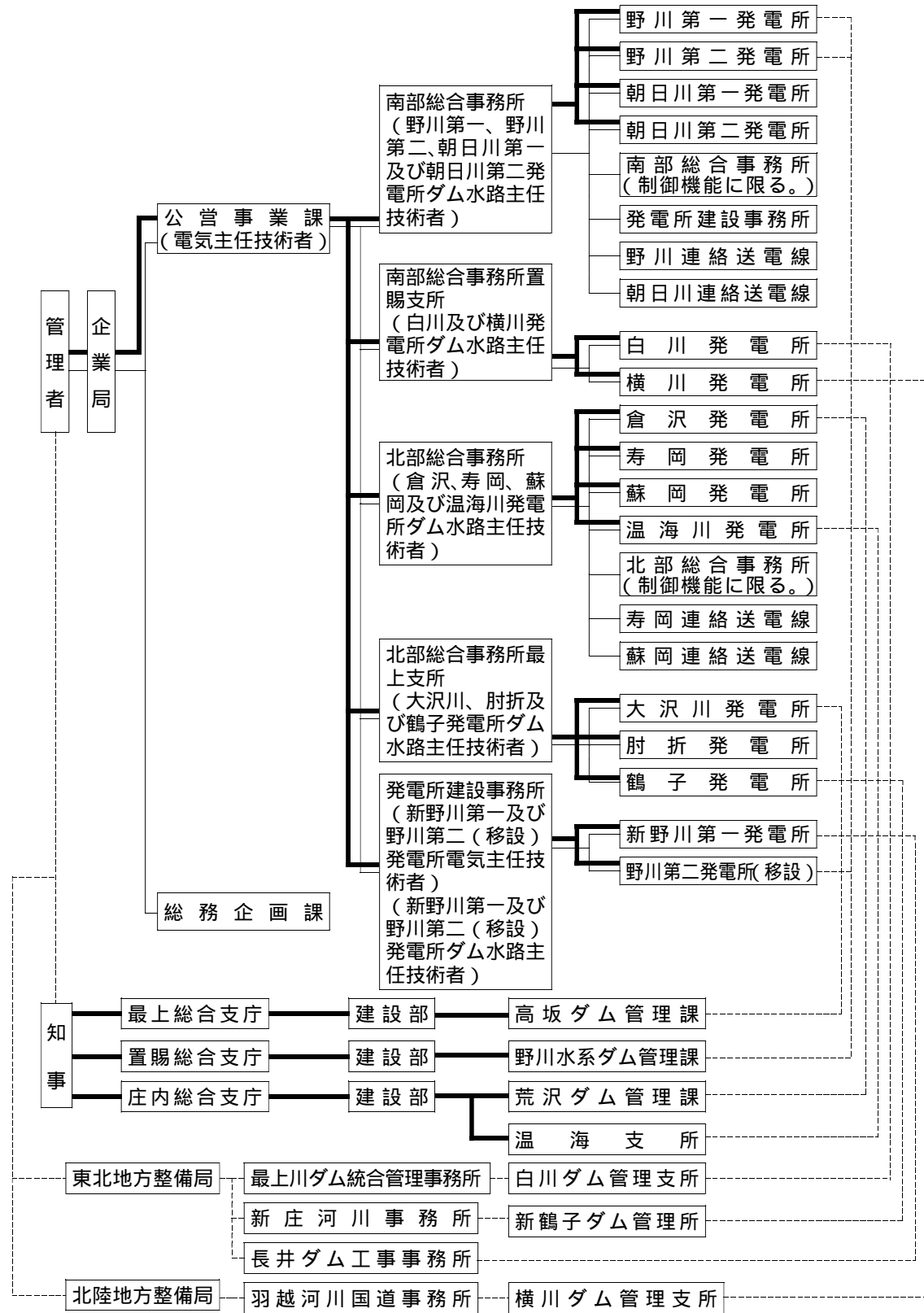
|   |       |
|---|-------|
| 1 | 白川発電所 |
| 2 | 横川発電所 |

」に改め、同表発電所建設事務所の項中「3 横川発電所」を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

保安に関する組織



注 1 ——— は、保安業務（電気）の系統を示す。  
 2 ——— は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。  
 3 - - - - - は、河川管理者との関連を示す。

別表第2 公営事業課の項及び発電所建設事務所の項中「、野川第二発電所(移設)及び横川発電所」を「及び野川第二発電所(移設)」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぶうん
  - (2) 代表者の氏名  
草野 恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東置賜郡高畠町大字高畠837番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に高畠町の住民、さらに置賜地域の住民に対して、家族の支援に関する事業を行い、地域の福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成20年9月8日まで縦覧に供する。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークタウン天童  
天童市大字老野森404番2
- 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日  
平成20年3月18日
- 3 意見の概要  
交通渋滞・交通安全について  
都市計画道路「愛宕沼天童原線」と天童警察署北側市道「久野本東16号線」との交差点は、交通事故の発生箇所となっており、地域住民から信号機設置の要望が出されている。  
届出書によると、交差点の飽和度及び流入部の混雑度は、ともに容量を下回っており、問題はないとの解析結果であるが、将来、信号機が設置されれば、信号待ちの車と店舗入店待ちの車とによる混雑が想定される。  
このため、開店後の周辺道路環境の変化に応じた交通安全対策を講ずること。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年8月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

金山農業協同組合

最上郡金山町大字金山456番地30

(2) 農地保有合理化事業の実施地域

最上郡金山町における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

(3) 農地保有合理化事業の種類

イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)

ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

(4) 承認年月日

平成20年7月2日

2 (1) 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

真室川町農業協同組合

最上郡真室川町大字新町141番地1

(2) 農地保有合理化事業の実施地域

最上郡真室川町における農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

(3) 農地保有合理化事業の種類

イ 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)

ロ 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業

ハ 法第4条第2項第2号の2に規定する農地貸付信託事業

(4) 承認年月日

平成20年7月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子プローブマイクロアナライザの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年8月8日

山形県知事 齋藤 弘

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室(2階)

(2) 日 時 平成20年9月18日(木) 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量 電子プローブマイクロアナライザ 一式

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成21年1月30日(金)

(4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センターX線マイクロアナライザー室

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 平成20年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成20年1月29日付け県公報第1912号)により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目 8番 1号 山形県出納局経理課調達担当 電話番号023(630)2721
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県出納局経理課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(4)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)を平成20年9月3日(水)午前11時までに山形県出納局経理課調達担当に提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electron Probe Microanalyzer : 1
  - (2) Time-limit for tender : 10:00A.M. September 18, 2008
  - (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2721

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成20年4月から平成20年6月まで実施した平成19年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成20年 8月 8日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | — |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫 | 子 | 昂 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | — |

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関33箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関 | 実 施 年 月 日   | 担 当 監 査 委 員 |       |
|-------------|-------------|-------------|-------|
| 小 国 警 察 署   | 平成20年 4月23日 | 田澤委員        | 安孫子委員 |

|                     |            |      |       |
|---------------------|------------|------|-------|
| 小国高等学校              | 平成20年4月23日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 米沢警察署               | 平成20年4月23日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 最上教育事務所             | 平成20年4月23日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 新庄警察署               | 平成20年4月23日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 山形警察署               | 平成20年4月23日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 置賜教育事務所             | 平成20年4月24日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 村山教育事務所             | 平成20年4月24日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 南部総合事務所(旧南部発電管理事務所) | 平成20年5月20日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 南部総合事務所(旧村山地区水道事務所) | 平成20年5月20日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 発電所建設事務所            | 平成20年5月20日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 南部総合事務所置賜支所         | 平成20年5月20日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 北部総合事務所(旧北部発電管理事務所) | 平成20年5月20日 | 濱田委員 |       |
| 北部総合事務所(旧庄内地区水道事務所) | 平成20年5月20日 | 濱田委員 |       |
| 鶴岡警察署               | 平成20年5月20日 | 濱田委員 |       |
| 庄内教育事務所             | 平成20年5月20日 | 濱田委員 |       |
| 酒田警察署               | 平成20年5月21日 | 濱田委員 |       |
| 北部総合事務所酒田支所         | 平成20年5月21日 | 濱田委員 |       |
| 中央病院                | 平成20年6月10日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| がん・生活習慣病センター        | 平成20年6月10日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 救命救急センター            | 平成20年6月10日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 河北病院                | 平成20年6月10日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 北部総合事務所最上支所         | 平成20年6月10日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 新庄病院                | 平成20年6月10日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 置賜総合支庁総務企画部         | 平成20年6月11日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |



|               |              |      |       |
|---------------|--------------|------|-------|
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 平成20年 6 月11日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 置賜総合支庁産業経済部   | 平成20年 6 月11日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 置賜総合支庁建設部     | 平成20年 6 月11日 | 田澤委員 | 安孫子委員 |
| 日 本 海 病 院     | 平成20年 6 月11日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 鶴 岡 病 院       | 平成20年 6 月11日 | 吉田委員 | 濱田委員  |
| 大 阪 事 務 所     | 平成20年 6 月24日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |
| 東 京 事 務 所     | 平成20年 6 月24日 | 田澤委員 | 濱田委員  |
| 名 古 屋 事 務 所   | 平成20年 6 月25日 | 吉田委員 | 安孫子委員 |

## 第2 監査結果

### (1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

#### ア 置賜総合支庁建設部

(ア) 建設工事において、変更契約の手続きが不適切なものがある。

#### イ 中央病院

(ア) 委託契約において、債務の履行確認が不適切なものがある。

#### ウ 置賜教育事務所

(ア) 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。

### (2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

#### ア 支出

(ア) 赴任旅費の支給が遅延しているものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(イ) 旅費の支給が遅延しているものがある。(置賜総合支庁建設部)

(ウ) 期末手当・勤勉手当の支給額を誤っているものがある。(中央病院)

#### イ 契約

(ア) 建設工事請負契約約款第4条に規定する契約の保証手続が取られていないものがある。(北部総合事務所、北部総合事務所酒田支所)

#### ウ 補助金

(ア) 補助金交付要綱に定める変更承認手続きを行っていないものがある。(置賜総合支庁建設部)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子計算機の賃貸借及び保守の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成20年 8 月 8 日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 501会議室(5階)

(2) 日 時 平成20年 9 月 1 日(月) 午後 1 時30分

### 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び役務の名称並びに数量

電子計算機の賃貸借及び保守 一式

(2) 調達をする物品及び役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する賃貸額の総価のうち、6か月分の賃借額に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 過去5か年の間に国、地方公共団体又は都道府県警察本部に当該賃貸物品と同様若しくは同等の物品等を一括納入した実績があることを証明できること。
- (6) 納入仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課 電話番号023(626)0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書、3の(5)及び(6)に係る証明書、納入仕様書その他必要な書類(以下「納入仕様書等」という。)を平成20年8月19日(火)午後2時までに提出すること。この場合において、納入仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該納入仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。